

## プロジェクションマッピングの取扱い（平成25年）

□平成25年3月に都広告物審議会で整理した内容

I イベント等で企業名、商品名等が映らない映像を一時的に投影するもの

➡ 東京都屋外広告物条例の規制対象外

II 営利内容を含む映像を投影するもの

➡ 禁止区域では掲出不可

➡ 許可区域では、一定の規格内は許可により投影可能

商業地域の例：表示面積 100㎡以下 かつ 建物壁面の3/10以下※  
広告物の高さ 52m以下

※広告板の計算方式に準ずる。

III 道路等をまたいだ投影は不可